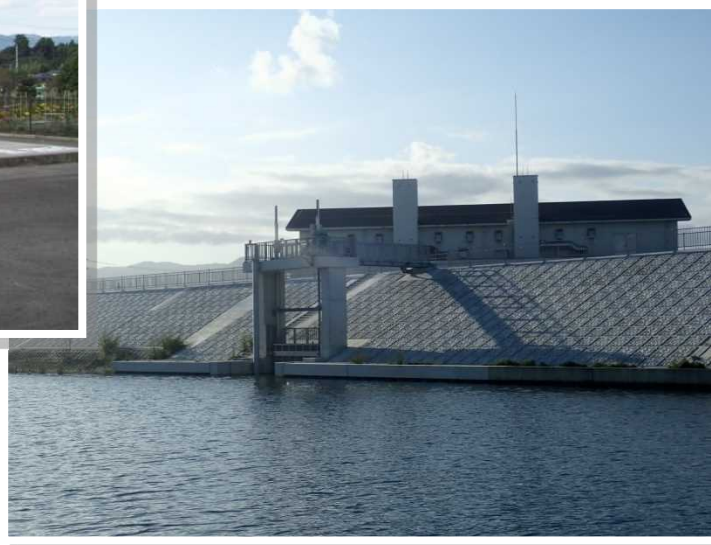


令和6年度版

# いわき市の下水道

資料編



公共下水道

都市下水路

地域汚水処理施設

農業集落排水処理施設

浄化槽



いわき市水再生の  
マスコットキャラクター  
あいちゃん

いわき市 生活環境部 生活排水対策室

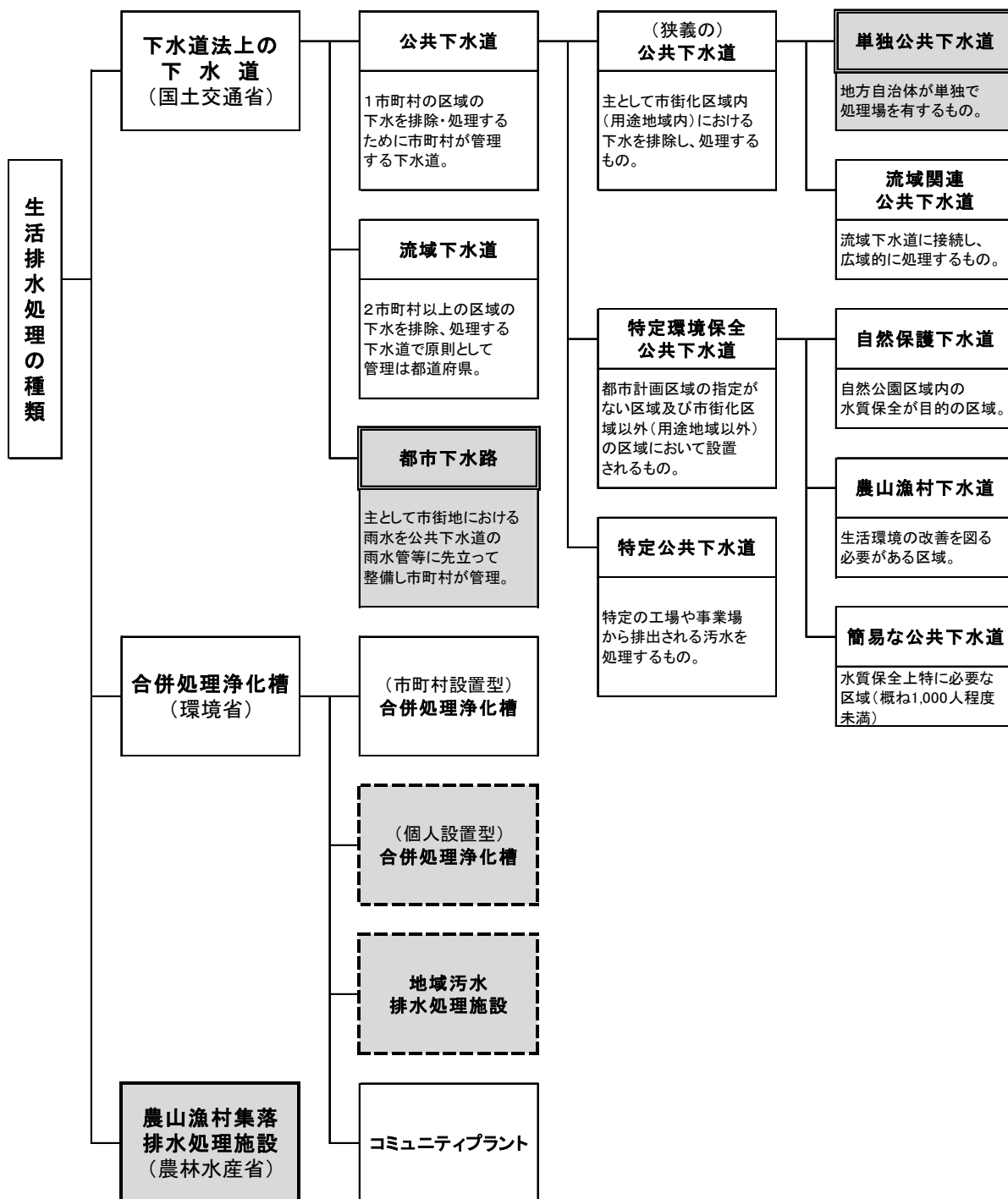
# 目 次

<b>第1章</b>	<b>生活排水処理の種類について</b>	1
1	いわき市で実施中の生活排水処理の種類	1
2	市総合生活排水対策方針	2
3	地方公営企業法の適用による企業会計への移行について	2
<b>第2章</b>	<b>公共下水道について</b>	3
1	公共下水道事業計画及び下水道整備の状況	3
2	処理区の概要	6
3	公共下水道施設の維持管理	8
4	公共下水道の財政	18
5	都市下水路について	21
6	下水道使用料	23
7	下水道事業受益者負担金	24
8	水洗トイレ改造資金融資あっ旋・利子補給制度	25
9	私道内下水道施設設置制度	25
<b>第3章</b>	<b>地域汚水処理施設について</b>	26
1	維持管理の状況	26
2	財政	27
<b>第4章</b>	<b>農業集落排水処理施設について</b>	29
1	維持管理の状況	29
2	財政	30
<b>第5章</b>	<b>浄化槽について</b>	32
1	設置状況	32
2	浄化槽教室の開催状況	33
<b>第6章</b>	<b>その他</b>	34
1	下水道事業のあゆみ	34
2	公共下水道事業の経過	38

# 第1章 生活排水処理の種類について

## 1 いわき市で実施中の生活排水処理の種類

- : 単独公共下水道、都市下水路
- : 合併処理浄化槽（補助事業）、地域汚水処理施設（合併処理浄化槽の一種）
- : 農業集落排水処理施設
- : いわき市で実施中の生活排水処理の種類



## 2 市総合生活排水対策方針

市では、汚水処理人口普及率 100%を達成するため、平成 18 年 12 月に全市的・総合的な視点から全体的な方針を取りまとめた「市総合生活排水対策方針」（推進期間：平成 19 年度から令和 2 年度）を策定し、生活排水処理施設の普及拡大に取り組んできました。

令和 3 年 3 月には、本市の生活排水処理に係る現状と課題を踏まえ、今後の整備の方向性について改めて見直しを図り、令和 12 年度までを推進期間とする新たな「市総合生活排水対策方針」を策定しました。

区分		年次	現年	R12
下水道	・ 現行の公共下水道事業計画区域の整備			公共下水道事業計画区域の整備 維持管理の更なる効率化を推進
農集排	・ 接続率の向上 ・ 効率的かつ適正な維持管理の推進等			接続率の向上と、維持管理の更なる効率化を推進
浄化槽	・ 普及促進策の推進			普及促進、適正な維持管理の確保に向けた取組みを推進
広報等	・ 総合生活排水対策に係る広報 ・ 経営の透明性の確保（企業会計）			・ 生活排水対策に関する適時・適切な広報を実施 ・ 経営情報等を分かりやすく提供

汚水処理人口普及率 95.6%の達成（目標）

## 3 地方公営企業法の適用による企業会計への移行について

本市においては、下水道事業、地域汚水処理事業及び農業集落排水事業（以下「下水道事業等」という。）などにより生活排水を処理しており、これからも安心してご利用いただくため、経営状況を的確に把握し、安定した事業運営を行う取組みの一環として、平成 28 年 4 月に、下水道事業等に地方公営企業法（以下「法」という。）の財務規定等を適用し、企業会計へ移行しました。

### (1) 地方公営企業法の適用

企業会計への移行方法として、①法の財務規定等のみを適用する「一部適用」と、②法の全部（組織や職員の身分取扱い等全て）を適用し、企業経営のために独自の権限を有する「管理者」を設置する「全部適用」があり、本市の下水道事業等については、「一部適用」により企業会計へ移行しました。

### (2) 企業会計への移行

本市の下水道事業等は、これまで一般会計と同じ「官公庁会計方式」の特別会計であり、現金収支に対応して処理を行う「単式簿記」となっていました。

「企業会計方式」への移行により、現金収支のほか全体的な財産や損益の状態を把握するため、損益計算書や貸借対照表等の作成による「複式簿記」によって処理しています。

## 第2章 公共下水道について

### 1 公共下水道事業計画及び下水道整備の状況

本市の下水道事業は、合併前の旧 平市が昭和33年に、旧 磐城市（現 小名浜地区）が昭和35年にそれぞれ事業認可を受けて整備が進められました。

昭和41年の「いわき市」発足により、平、小名浜地区の下水道事業が「いわき市公共下水道事業」に一本化され、計画面積は1,830ha でした。その後、市街地を中心に区域を拡大し、現在では、内郷、常磐、勿来、四倉の各地区を加えた5,018ha をいわき都市計画下水道として計画決定し、このうち4,851ha について事業計画を策定し、公共下水道を整備する計画になっています。

令和6年3月現在の処理区域内の整備状況は、処理区域面積、4,276ha、処理区域人口、167,650人、普及率は55.0%となっています。

#### ○ 公共下水道事業計画及び下水道整備の状況

区 分	全 体 計 画 (S33～R22)	事 業 計 画 (S33～R 7)	整 備 状 況		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
行政区域面積	123,135 ha	—	—	—	—
行政人口	254,000 人	312,000 人	312,779 人	308,593 人	304,781 人
都市計画区域	37,617 ha	—	—	—	—
市街化区域	10,101 ha	—	—	—	—
処 理 面 積	4,851 ha	4,851 ha	4,266 ha	4,271 ha	4,276 ha
処 理 人 口	162,800 人	178,800 人	171,691 人	169,472 人	167,650 人
普 及 率	—	—	54.9 %	54.9 %	55.0 %
水 洗 化 人 口	—	—	162,508 人	160,418 人	159,262 人
水 洗 化 率	—	—	94.7 %	94.7 %	95.0 %
処 理 場	3 箇所	3 箇所	4 箇所	4 箇所	3 箇所
ポ ン プ 場	46 箇所	41 箇所	39 箇所	39 箇所	40 箇所

※ ポンプ場の箇所数は、雨水ポンプ場を含む。



いわき市公共下水道計画一般図（污水）

処理区	全体計画 (S33~R22)	事業計画 (S33~R7)
北部	1,654ha	1,654ha
中部	2,713ha	2,713ha
南部	485ha	485ha
計	4,851ha	4,851ha

※表示単位未満で端数処理しているため、各項目の合計が計と一致しない場合があります。

北部処理区  
全体計画面積：1,654ha

中部処理区  
全体計画面積：2,713ha

南部処理区  
全体計画面積：485ha

凡 例	
記号	名称
———	市町村界
———	市街化区界
———	処理区境
———	下水道区域界
●	環境基準点
●	終末処理場
■	事業計画区域

いわき市公共下水道事業	
下水道計画一般図(污水)	
縮尺	図面番号
設計	年月日
調整	年月日
	主任 技術者
	主任 技術者
	主任 技術者

いわき市生活環境部生活排水対策室下水道事業課



いわき市公共下水道計画一般図（雨水）

排水区	全体計画 (S33~R22)	事業計画 (S33~R7)
北部	2,647ha	1,678ha
中部	4,635ha	2,713ha
南部	1,798ha	652ha
計	9,080ha	5,042ha

※表示単位未満で端数処理しているため、各項目の合計が計と一致しない場合があります。

北部排水区  
全体計画面積：2,647ha  
事業計画面積：1,678ha

中部排水区  
全体計画面積：4,635ha  
事業計画面積：2,713ha

南部排水区  
全体計画面積：1,798ha  
事業計画面積：652ha

久之浜排水区  
全体計画面積 94.0ha  
事業計画面積 23.9ha

北部排水区  
全体計画面積 2,647.3ha  
事業計画面積 1,677.8ha

中部排水区  
全体計画面積 4,634.8ha  
事業計画面積 2,712.6ha

〔 〕小川排水区、久之浜排水区は北部排水区の内数である。

凡 例	
記 号	名 称
—	市 町 村 界
—	市 街 化 区 界
---	排 水 区 域 界
---	下 水 道 区 域 界
---	流 入 区 域 界
■	既 出 業 計 画 区 域

いわき市公共下水道事業			
下 水 道 計 画 一 般 図 ( 雨 水 )			
縮尺	図面番号	主任	
設計	年 月 日	技術者	
調整	年 月 日	技師者	

いわき市生活環境部生活排水対策室下水道事業課

## 2 処理区の概要

本市は、14市町村の合併により誕生した市であり、広大な面積を持つため市街地が点在していることから、現在、北部地区、中部地区、南部地区の3処理区で、公共下水道の整備を進めています。

### (1) 北部処理区

当処理区は、古くから城下町として栄え、本市の商業、経済、交通の中心地として繁栄してきた平地区の市街地を処理区域として、昭和33年に本市における初めての下水道事業が合流式により着手されました。

その後、分流式に切り替え、土地区画整理事業により市街地が形成されている平地区北部、南部地区、内郷地区及び四倉地区の市街地等を含めた1,654haを事業計画区域として整備を進め、令和5年度末における処理区域面積は、1,493haとなっています。

当処理区の汚水処理のため、平下神谷地内に北部浄化センターを建設し、昭和49年5月から運転を開始しています。

### (2) 中部処理区

当処理区は、いわき湯本温泉を有し、本市における観光の中心地である常磐地区及び小名浜地区、いわきニュータウン、郷ヶ丘団地等を区域としています。

また、令和5年度から東部処理区を廃止し、中部処理区と統合しました。

このうち2,713haを事業計画区域として整備を進め、令和5年度末における処理区域面積は2,365haとなっています。

当処理区の汚水処理のために、小名浜大原地内に中部浄化センターを建設し、昭和61年11月から運転を開始しています。

また、各浄化センターから発生する脱水汚泥の大幅な減容化を図るため、中部浄化センター内に汚泥焼却施設を建設し平成13年11月から運転を開始しています。

### (3) 南部処理区

当処理区は、化学工場等の生産活動の活性化に伴い、新市街地として発展した勿来地区を区域としており、区域内では土地区画整理事業が行われています。

このうち485haを事業計画区域として整備を進め、令和5年度末における処理区域面積は418haとなっています。

当処理区の汚水処理のために、錦町浜田地内に南部浄化センターを建設し、平成8年4月から運転を開始しています。



(4) 各処理区の整備状況

① 整備（処理）面積

(単位：ha)

処 理 区	全体計画 (S33~R22)	事業計画 (S33~R7)	整備（処理）状況		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
北 部	1,654	1,654	1,491	1,491	1,493
東 部	—	—	372	372	—
中 部	2,713	2,713	1,992	1,992	2,365
南 部	485	485	415	416	418
計	4,851	4,851	4,266	4,271	4,276

※表示単位未満で端数処理を行っているため、各項目の合計が計と一致しない場合があります。  
 ※令和5年度より、東部処理区を中部処理区へ統合しました。

② 整備（処理）人口

(単位：人)

処 理 区	全体計画 (S33~R22)	事業計画 (S33~R7)	整備（処理）状況		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
北 部	52,500	59,400	56,653	55,781	55,268
東 部	—	—	12,995	12,769	—
中 部	94,900	103,200	86,566	85,457	96,952
南 部	15,400	16,200	15,477	15,465	15,430
計	162,800	178,800	171,691	169,472	167,650

③ ポンプ場

(単位：箇所)

処 理 区	全体計画 (S33~R22)	事業計画 (S33~R7)	整備状況		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
北 部	20	18	17	17	17
東 部	—	—	3	3	—
中 部	18	15	11	11	15
南 部	8	8	8	8	8
計	46	41	39	39	40

※ポンプ場の箇所数は、雨水ポンプ場も含む。

### 3 公共下水道施設の維持管理

管渠・ポンプ場及び浄化センターの各施設は、市民の快適な生活を支えるために昼夜働き続けており、これらの施設がその機能を十分に発揮できるよう常に点検・補修を行い、維持管理に努めています。

#### (1) 管渠

下水を適正に処理するために管渠を管理しています。

##### ○ 令和6年3月現在の管渠の管理状況

(単位：m)

処理区	汚水管	雨水管	合流管	計	管渠清掃	管渠補修	管渠調査
北部	284,943	26,414	87,306	398,663	3,983	89	9,972
中部	467,227	107,509	38,171	612,907			
南部	106,989	11,606	—	118,595			
合計	859,159	145,529	125,477	1,130,165			

- ※ 都市下水路事業で整備し公共下水道に編入したもの(24,016m)を含む  
表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の計が合計と一致しない場合があります。
- ※ 東部処理区を中部処理区へ統合しました。

#### (2) ポンプ場

下水を速やかに浄化センターまで送水するために、汚水中継ポンプ場の維持管理を行っています。また、市街地の浸水被害を防除するために、雨水ポンプ場の維持管理を行っています。

##### ① 北部処理区

名称	所在地	敷地面積(m <sup>2</sup> )	区分	現有ポンプ仕様	放流先	運転開始年月日
北部浄化センター場内	平下神谷字天神104-1	45,015	雨水	φ900mm×110m <sup>3</sup> /分×320PS×2台 φ1,100mm×160m <sup>3</sup> /分×450PS×1台	夏井川	昭和49年5月
北白土第一ポンプ場	平北白土字穂積32	6,099	雨水	φ900mm×100m <sup>3</sup> /分×240PS×4台	夏井川	昭和49年5月
			汚水	φ350mm×15.0m <sup>3</sup> /分×75kW×5台(内1台予備)	—	
北白土第二ポンプ場	平字愛谷町三丁目7-3	4,000	雨水	φ1,200mm×200m <sup>3</sup> /分×560PS×5台	新川	昭和58年4月
			汚水	φ400mm×18.4m <sup>3</sup> /分×55kW×3台(内1台予備)	—	
手摺ポンプ場	平字城東一丁目6-5	1,654	雨水	φ1,200mm×157m <sup>3</sup> /分×200PS×3台	夏井川	昭和63年4月
			汚水	φ200mm×3.59m <sup>3</sup> /分×21kW×3台(内1台予備)	—	昭和60年4月
御厩ポンプ場	内郷御厩町四丁目78	2,634	雨水	φ2,400mm×102m <sup>3</sup> /分×150kW×1台 φ2,800mm×159m <sup>3</sup> /分×330PS×3台	新川	昭和58年4月
			汚水	φ150mm×2.36m <sup>3</sup> /分×11kW×4台(内1台予備)	—	昭和59年4月
新町前ポンプ場	内郷御台境町自在町16-1	1,029	雨水	φ600mm×50m <sup>3</sup> /分×130PS×1台 φ700mm×58.8m <sup>3</sup> /分×150PS×3台	新川	昭和49年4月
			汚水	φ200mm×5.2m <sup>3</sup> /分×15kW×2台(内1台予備)	—	平成8年4月
泉崎中継ポンプ場	平泉崎字砂田6-1	468	汚水	φ150mm×2.8m <sup>3</sup> /分×7.5kW×2台(内1台予備)	—	平成20年4月
仁井田中継ポンプ場	四倉町塩木字道東2	1422	汚水	φ150mm×2.3m <sup>3</sup> /分×7.5kW×2台(内1台予備)	—	平成20年4月
綴ポンプ場	内郷綴町沼尻81	207	雨水	φ500mm×31m <sup>3</sup> /分×33PS×1台	新川	昭和48年4月
小島ポンプ場	小島町三丁目1-1	1,183	雨水	φ1,200mm×197m <sup>3</sup> /分×300PS×2台	新川	平成3年4月
南白土ポンプ場	平南白土二丁目6-1	3,026	雨水	φ1,200mm×171m <sup>3</sup> /分×250PS×4台	新川	平成4年4月
北目ポンプ場	平字北目町81-12	220	雨水	φ700mm×55.0m <sup>3</sup> /分×55kW×2台	好間川	平成7年7月
大町ポンプ場	内郷高坂町大町89	4,181	雨水	φ2,800mm×166m <sup>3</sup> /分×480PS×3台	新川	平成8年4月
上仁井田ポンプ場	四倉町上仁井田字鱈沼30-1	2,487	雨水	φ1,200mm×200m <sup>3</sup> /分×350PS×3台	仁井田川	平成11年4月
北一里塚ポンプ場	平下神谷字石淵48-1	1,835	雨水	φ2,000mm×70.5m <sup>3</sup> /分×74kW×2台	三夜川	平成21年4月
久之浜ポンプ場	久之浜町久之浜字西町尻25	1,061	雨水	φ800mm×82.4m <sup>3</sup> /分×45W×2台	小久川	平成30年4月
蜷川第一ポンプ場	四倉町字四丁目132-8	68	雨水	φ700mm×53m <sup>3</sup> /分×15kW×2台 φ700mm×53m <sup>3</sup> /分×20kW×1台	境川	昭和40年4月
			汚水	φ800mm×75m <sup>3</sup> /分×170PS×3台 φ800mm×75m <sup>3</sup> /分×125kW×1台	四倉地区海岸	
蜷川第二ポンプ場	四倉町字東二丁目172	1,861	雨水	φ800mm×75m <sup>3</sup> /分×170PS×3台 φ800mm×75m <sup>3</sup> /分×125kW×1台	四倉地区海岸	平成3年12月

② 中部処理区

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	区分	現有ポンプ仕様	放流先	運転開始年月日
住吉ポンプ場 (中部浄化センター場内)	小名浜大原 字芳際1	237,086	雨水	φ3,100mm×252m <sup>3</sup> /分×760PS×1台 φ3,100mm×240m <sup>3</sup> /分×640PS×3台	藤原川	昭和61年11月
ニュータウン第一 中継ポンプ場	中央台飯野 五丁目5-5	320	汚水	φ150mm×2.3m <sup>3</sup> /分×15kW×2台 (内1台予備)	—	平成3年4月
郷ヶ丘中継 ポンプ場	郷ヶ丘三丁目 52-4	1,401	汚水	φ200mm×2.2m <sup>3</sup> /分×45kW×3台 (内1台予備)	—	平成2年4月
ニュータウン第二 中継ポンプ場	中央台高久三丁 目59-2	193	汚水	φ80mm×0.5m <sup>3</sup> /分×5.5kW×2台 (内1台予備)	—	平成15年6月
林城ポンプ場	小名浜林城 字下高田1-2	4,436	雨水	φ700mm×58.6m <sup>3</sup> /分×70PS×1台 φ1,000mm×117.2m <sup>3</sup> /分×130PS×1台 φ450mm×22.2m <sup>3</sup> /分×18.5kW×1台	矢田川	昭和44年4月
八仙ポンプ場	常磐湯本町八仙 1-49	83	雨水	φ1,200mm×180m <sup>3</sup> /分×130PS×1台 φ1,200mm×180m <sup>3</sup> /分×160PS×1台	湯本川	昭和59年4月
西郷ポンプ場	常磐西郷町銭田 108-1	1,160	雨水	φ2,200mm×82m <sup>3</sup> /分×100kW×2台	藤原川	平成19年4月
大原ポンプ場	小名浜大原 字富岡前69	1,710	雨水	φ1,100mm×182m <sup>3</sup> /分×200PS×1台 φ1,200mm×184m <sup>3</sup> /分×272PS×2台	藤原川	昭和47年4月
御代ポンプ場	鹿島町御代 字柿境52	2,282	雨水	φ2,800mm×150m <sup>3</sup> /分×300PS×3台	矢田川	平成6年4月
芳川ポンプ場	泉町滝尻字松原 133	1,114	雨水	φ1,000mm×150m <sup>3</sup> /分×122kW×2台	藤原川	昭和50年4月
南富岡ポンプ場	小名浜南富岡 字中前45-5	650	雨水	φ1,000mm×130m <sup>3</sup> /分×225PS×1台 φ600mm×45m <sup>3</sup> /分×70PS×1台	藤原川	昭和48年4月
船戸ポンプ場	鹿島町久保 三丁目4-1	1,498	雨水	φ1,000mm×195m <sup>3</sup> /分×180kW×2台	矢田川	平成22年4月
東部ポンプ場	小名浜字吹松 18-1	23,050	合流	φ350mm×15m <sup>3</sup> /分×55kW×2台 (内1台予備)	—	令和5年8月
			雨水	φ700mm×60m <sup>3</sup> /分×175PS×2台 φ800mm×85m <sup>3</sup> /分×200PS×1台	藤原川	昭和44年10月
			雨水	φ1,000mm×145m <sup>3</sup> /分×470PS×2台 φ1,000mm×151m <sup>3</sup> /分×441PS×2台		昭和60年9月
平蔵塚ポンプ場	小名浜字平蔵塚 89-2	3,972	雨水	φ1,000mm×130m <sup>3</sup> /分×310PS×4台	藤原川	昭和49年4月
			汚水	φ300mm×9.24m <sup>3</sup> /分×18.5kW×2台(内1台予備) φ350mm×12.9m <sup>3</sup> /分×20kW×1台	—	
小名川ポンプ場	小名浜字元分	水路敷	雨水	φ3,200mm×272m <sup>3</sup> /分×450PS×4台	小名浜港	昭和53年4月
			汚水	φ150mm×2.31m <sup>3</sup> /分×11kW×2台 (内1台予備) φ100mm×1.11m <sup>3</sup> /分×5.5kW×1台	—	昭和55年4月
元川中継ポンプ場	小名浜字定西 210-1	444	汚水	φ250mm×8.0m <sup>3</sup> /分×18.5kW×3台 (内1台予備)	—	昭和44年10月

③ 南部処理区

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	区分	現有ポンプ仕様	放流先	運転開始年月日
南部浄化 センター場内	錦町浜田27	55,247	雨水	φ2,800mm×180m <sup>3</sup> /分×240PS×3台	蛭田川	平成9年4月
植田中継ポンプ場	植田町本町 一丁目12	公園 敷地内	汚水	φ250mm×7.0m <sup>3</sup> /分×30kW×2台 (内1台予備)	—	平成12年4月
植田第一ポンプ場	植田町本町 三丁目12-1	619	雨水	φ600mm×39.6m <sup>3</sup> /分×50PS×2台	渋川	昭和38年4月
植田第二ポンプ場	植田町中央 三丁目7-4	665	雨水	φ1,000mm×116.1m <sup>3</sup> /分×120PS×2台	渋川	昭和49年4月
大倉ポンプ場	錦町台1-5	1,020	雨水	φ700mm×65m <sup>3</sup> /分×70PS×1台 φ1,000mm×130m <sup>3</sup> /分×130PS×1台	鮫川	昭和46年4月
佐糠ポンプ場	佐糠町荒屋 102-4	1,283	雨水	φ800mm×91.8m <sup>3</sup> /分×145PS×2台	太平洋	昭和50年4月
原前ポンプ場	東田町二丁目 20-3	3,144	雨水	φ500mm×30.0m <sup>3</sup> /分×22kW×2台(ゲート)	渋川	平成5年4月
江栗ポンプ場	錦町古川76	2,422	雨水	φ1,350mm×212m <sup>3</sup> /分×280PS×3台	鮫川	昭和51年4月
関田ポンプ場	勿来町関田 北町68-1	525	雨水	φ1,200×200m <sup>3</sup> /分×200PS×1台	太平洋	昭和62年4月
				φ1,200×190m <sup>3</sup> /分×173kW×1台		令和5年8月



### (3) 浄化センター

#### ① 下水の処理

川や海等の公共用水域の水質を保全するために、下水を浄化センターで適正に処理しており、本市で有している4浄化センターは全て包括的民間委託により運転管理を行っています。

浄化センター・種別		令和3年度	令和4年度	令和5年度
北 部	年間総処理水量 (千m <sup>3</sup> /年)	10,129	9,423	9,500
	晴天時平均処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	24,157	23,271	23,401
東 部	年間総処理水量 (千m <sup>3</sup> /年)	4,723	3,422	1,283
	晴天時平均処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	11,608	6,484	5,468
中 部	年間総処理水量 (千m <sup>3</sup> /年)	10,936	11,023	13,004
	晴天時平均処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	29,011	29,546	34,466
南 部	年間総処理水量 (千m <sup>3</sup> /年)	1,582	1,504	1,593
	晴天時平均処理水量 (m <sup>3</sup> /日)	4,267	4,084	4,323

#### ② 水質管理

浄化センターにおいては、定期的に水質検査を行い、下水処理に欠かせない微生物が正しく働いているか、汚水に有害物質が入っていないか、処理水が定められた排水基準値を満たしているかなどを確認しています。

また、特定事業場への定期的な立入調査や、排出水に係る指導・規制業務及び各種届出の審査業務等を行うことで、公共下水道へ流入する下水の水質管理を行い、浄化センターの機能維持に努めています。

#### ○ 浄化センターにおける流入水と放流水のBOD, SSの年間平均値 (単位: mg/ℓ)

浄化センター		項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計画値	
北 部	流入	BOD	合流 98	合流 110	合流 126	合流206	
			分流 190	分流 220	分流 203	分流204	
		SS	合流 81	合流 70	合流 92	合流142	
			分流 180	分流 230	分流 230	分流147	
	放流	BOD	2.3	1.9	2.5	15	
		SS	1	1	2	5	
東 部	合流	流入	BOD	53	68	43	188
			SS	39	26	26	145
		放流	BOD	1.6	1.9	1.6	15
			SS	2	2.4	3.9	5
	分流	流入	BOD	100	—	—	305
			SS	100	—	—	224
		放流	BOD	1.4	—	—	15
			SS	1	—	—	5
中 部	流入	BOD	170	200	230	220	
		SS	120	140	130	180	
	放流	BOD	1.7	1.3	1.9	15	
		SS	1	1	1	5	
南 部	流入	BOD	260	320	330	204	
		SS	170	210	170	148	
	放流	BOD	1.2	0.7	1.4	15	
		SS	2	2	5	5	

※東部分流 R4・R5 測定なし

### ③ 下水道汚泥

浄化センターで発生した汚泥は、濃縮、消化（北部浄化センターのみ）、脱水工程を経て、脱水ケーキとして産業廃棄物最終処分場へ埋立処分されてきました。しかしながら、新たな最終処分場の確保が困難になっているなどの社会情勢により、下水道汚泥の減量化・資源化を図る必要が生じたため、平成9年度から中部浄化センターにおいて汚泥焼却施設の建設工事に着手し、平成13年11月から焼却処理を開始しています。

本施設は、当時の最新技術を駆使した高効率の熱回収装置や集塵装置などを採用し、省エネルギー化及び環境に配慮した流動床式汚泥焼却システムとなっています。

原発事故以降、放射能の影響により、一部の脱水汚泥をそのままサイクル事業所へ搬入し、その他の脱水汚泥については、焼却した後、埋立処分をしておりましたが、放射能の影響が小さくなったことから、令和元年度より焼却灰については有効利用を図るため路盤材へ、焼却施設の定期修繕時には脱水汚泥のままりサイクル事業所へ搬入し、肥料や路盤材等へ再利用を行っております。

汚泥処理の状況は、次のとおりです。

#### ○ 汚泥発生量 (令和5年度実績)

浄化センター	晴天時平均処理水量	脱水汚泥量	割合
北 部	23,401m <sup>3</sup> /日	2,672.79 t/年	17.2%
東 部	5,468m <sup>3</sup> /日	385.80 t/年	2.5%
中 部	34,466m <sup>3</sup> /日	10,194.61 t/年	65.7%
南 部	4,323m <sup>3</sup> /日	2,264.64 t/年	14.6%
計	67,658m <sup>3</sup> /日	15,517.84 t/年	100.0%

※ 各処理施設の割合は小数点第二位以下の数値を調整しているため、単純に合算すると合計と異なる場合がある。

#### ○ 汚泥処分方法 (令和5年度実績)

汚泥処分発生量	処分方法別の処分量			
	焼 却	再利用（肥料）	再利用（路盤材等）	埋 立
15,517.84 t/年	14,625.47 t/年	726.48 t/年	165.89 t/年	0 t/年

#### ○ 焼却灰処分方法 (令和5年度実績)

焼却灰発生量	処分方法別の処分量	
	路盤材	埋立処分
424.49 t/年	424.49 t/年	0 t/年

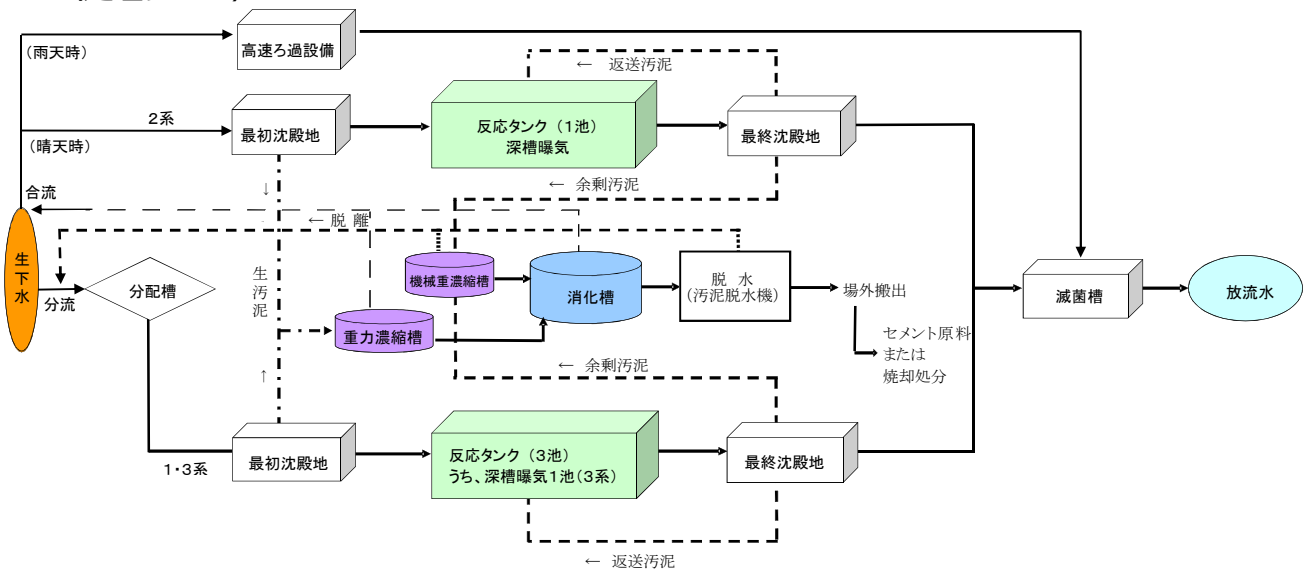
#### (4) 各浄化センターの概要

##### ① 北部浄化センター

###### ア 施設概要

所在地	いわき市平下神谷字天神104-1 TEL (0246) 34-4007
敷地面積	4.65 ha
供用開始	合流運転 昭和49年5月1日 分流運転 平成元年5月1日
施設概要	当センターでは、分流区域から流入した汚水は分配槽に流入した後、2系列で処理され、最終的に塩素滅菌されて夏井川に放流される。また、合流区域から流入した汚水は、晴天時は1系列で処理、雨天時は高速ろ過設備にも流入し、分流と合わせて塩素滅菌された後、夏井川に放流される。 処理方式については、すべて標準活性汚泥法を採用しており、4池ある曝気槽のうち2池は、深槽曝気を採用している。

###### (処理フロー)



###### イ 計画諸元

区分		全体計画	事業計画	現有施設 (令和5年度末)
処理区域面積		1,654 ha	1,654 ha	1,493 ha
処理人口		52,500人	59,400人	55,268人
計画汚水量	日平均	合 6,600 m <sup>3</sup> /日 分 14,900 m <sup>3</sup> /日	合 6,700 m <sup>3</sup> /日 分 17,300 m <sup>3</sup> /日	
	日最大	合 8,000 m <sup>3</sup> /日 分 18,050 m <sup>3</sup> /日	合 8,100 m <sup>3</sup> /日 分 20,850 m <sup>3</sup> /日	
	時間最大	合 11,600 m <sup>3</sup> /日 分 25,500 m <sup>3</sup> /日	合 11,800 m <sup>3</sup> /日 分 29,500 m <sup>3</sup> /日	
排除方式		合流・分流式	合流・分流式	
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	
処理能力		合 10,600 m <sup>3</sup> /日 分 25,500 m <sup>3</sup> /日	合 10,800 m <sup>3</sup> /日 分 29,500 m <sup>3</sup> /日	合 10,500 m <sup>3</sup> /日 分 29,600 m <sup>3</sup> /日
計画水質	流入	合 BOD 206 SS 142 分 BOD 244 SS 176	合 BOD 206 SS 142 分 BOD 243 SS 175	
	放流	BOD 15 SS 5	BOD 15 SS 5	
放流先		夏井川	夏井川	



## ウ 主要施設の概要

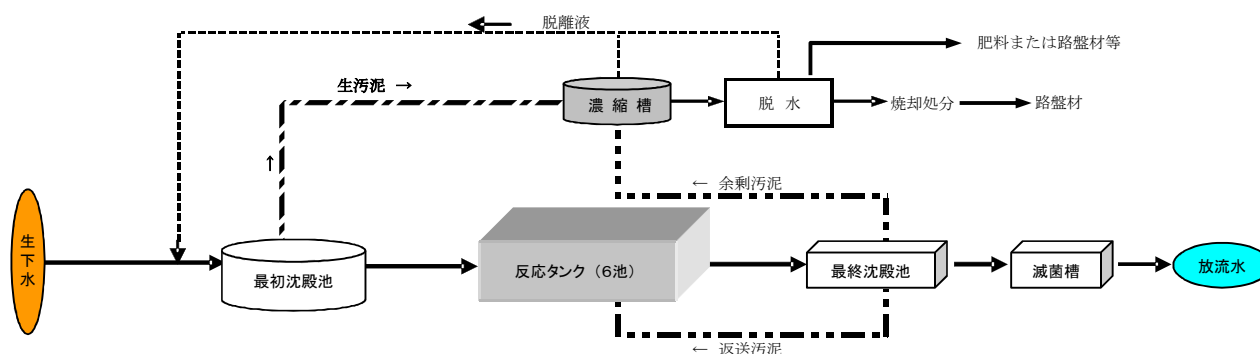
施設名称	形状寸法	施設数			摘要
		全体	事計	現有	
雨水沈砂池	幅5.0m×長18.0m×深2.2m	2池	2池	2池	平行流矩形池
汚水沈砂池	幅2.2m×長15.0m×深1.06m(合流)	2池	2池	2池	平行流矩形池
	幅1.2m×長7.0m×深1.25m(分流)	—	—	2池	
	径4.3m×深1.6m(分流)	1池	1池	—	円形池
雨水ポンプ	φ900mm×110m <sup>3</sup> /分×8.30m×320PS	2台	2台	2台	立軸斜流ポンプ
	φ1,100mm×160m <sup>3</sup> /分×8.30m×450PS	1台	1台	1台	
汚水ポンプ	φ200mm×4.4m <sup>3</sup> /分×11.0m×15kW(合流)	3台	3台	3台	立軸渦巻斜流ポンプ
	φ450mm×26.0m <sup>3</sup> /分×12.0m×80kW(合流)	3台	3台	2台	
	φ350mm×8.9m <sup>3</sup> /分×18.5m×55kW(分流)	3台	—	—	
	φ350mm×14.0m <sup>3</sup> /分×18.5m×75kW(分流)	—	2台	2台	
	φ450mm×28.0m <sup>3</sup> /分×18.5m×132kW(分流)	—	1台	1台	
最初沈殿池	幅6.0m×長30.0m×深2.5m	3池	3池	3池	平行流矩形池
	上段 幅4.5m×長30.0m×深2.8m 下段 幅4.5m×長35.0m×深2.8m	1池	1池	1池	平行流矩形池(2層式)
	上段 幅5.0m×長24.4m×深3.0m 下段 幅5.0m×長28.0m×深3.0m	1池	1池	1池	
	幅5.0m×長45.0m×深4.5m×3列	2池	2池	2池	押出流矩形池
反応タンク	幅8.0m×長45.0m×深10.0m	1池	1池	1池	押出流矩形池(深層式)
	幅9.1m×長45.0m×深10.0m	1池	1池	1池	
送風機	85m <sup>3</sup> /分×170kW	—	3台	3台	多段ブロワ
	60m <sup>3</sup> /分×110kW	3台	—	—	
最終沈殿池	幅6.0m×長38.0m×深2.7m	4池	4池	4池	平行流矩形池
	上段 幅8.0m×長30.0m×深3.0m 下段 幅8.0m×長35.0m×深3.0m	1池	1池	1池	平行流矩形池(2層式)
	上段 幅9.7m×長29.0m×深3.5m 下段 幅9.7m×長32.4m×深3.5m	2池	1池	1池	
	幅2.0m×長25.0m×深2.0m	7列	7列	11列	
消毒設備	幅2.0m×長25.0m×深2.0m	6列	6列	—	
	幅2.0m×長25.0m×深2.0m	6列	6列	—	
汚泥濃縮槽	径9.0m×深4.5m	2槽	2槽	2槽	円形重力式
汚泥濃縮機	120kgds/時	—	—	1台	常圧浮上濃縮装置
	100kgds/時	1台	1台	—	
	50kgds/時	1台	1台	—	
汚泥消化タンク	径16.0m×側深6.0m×1槽	2槽	2槽	2槽	嫌気性加温二段消化方式
	径15.0m×側深5.6m×1槽	1槽	2槽	2槽	
汚泥脱水機	375kgds/時	—	—	2台	
	530kgds/時	2台	—	—	
	336kgds/時	—	2台	—	
高速ろ過設備	78,300m <sup>3</sup> ×78m <sup>2</sup> ×1,004m/日	1池	1池	1池	

## ② 中部浄化センター

### ア 施設概要

所在地	いわき市小名浜大原字芳際 1	TEL (0246) 53-6901
敷地面積	23.7 ha	
供用開始	昭和61年11月	
施設概要	当センターでは、「標準活性汚泥法」を採用しており、塩素滅菌後の処理水は、藤原川に放流される。	

#### (処理フロー)



### イ 計画諸元

区分		全体計画	事業計画	現有施設 (令和5年度末)
処理区域面積		2,713 ha	2,713 ha	2,365 ha
処理人口		94,900 人	103,290 人	96,952 人
計画 汚水量	日平均	41,300 m <sup>3</sup> /日	41,700 m <sup>3</sup> /日	
	日最大	48,500 m <sup>3</sup> /日	49,000 m <sup>3</sup> /日	
	時間最大	72,200 m <sup>3</sup> /日	72,900 m <sup>3</sup> /日	
排除方式		合流式	分流式 (一部合流)	
処理方式		標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	
処理能力		49,000 m <sup>3</sup> /日	49,000 m <sup>3</sup> /日	42,000 m <sup>3</sup> /日
計画 水質	流入	BOD 220 SS 180	BOD 220 SS 180	BOD 220 SS 180
	放流	BOD 15 SS 5	BOD 15 SS 5	
放流先		藤原川	藤原川	

## ウ 主要施設の概要

施設名称	形状寸法	施設数			摘要
		全体	事計	現有	
汚水沈砂池	巾2.5m×長15.0m×深0.48m	2池	2池	2池	平行流矩形池
汚水ポンプ	φ350mm×12.5m <sup>3</sup> /分×20.0m×90kW	5台	—	—	立軸斜流渦巻ポンプ
	φ350mm×15.8m <sup>3</sup> /分×20.0m×90kW×1 (110kW×3)	5台	5台	4台	
雨水ポンプ	φ3,100mm×247m <sup>3</sup> /分×6.0m×470kW	6台	6台	4台	スクリーポンプ
最初沈殿池	巾24.0m×長24.0m×深2.5m	2池	2池	2池	放射流正方形池
	巾7.5m×長19.0m×深3.0m	3池	3池	2池	平行流矩形池
反応タンク	巾7.5m×長65.2m×深5.0m	4池	4池	4池	押し出し流長方形池
	巾7.5m×長66.0m×深5.0m	3池	3池	2池	
曝気ブロア	110m <sup>3</sup> /分×150kW	—	—	1台	単段ブロア
	80m <sup>3</sup> /分×110kW	—	—	1台	
	100m <sup>3</sup> /分×150kVA	—	—	1台	
	40m <sup>3</sup> /分×60kW	—	—	1台	
	100m <sup>3</sup> /分×110kW	4台	4台	—	
最終沈殿池	巾14.7m×長45.0m×深2.6m	2池	2池	2池	平行流矩形池
	巾7.5m×長47.0m×深3.5m	3池	3池	2池	
塩素混和池	巾2.4m×長125.0m×深2.1m	1池	1池	1池	長方形多列迂回流式
汚泥濃縮槽	径8.5m×側深3.0m	1槽	1槽	1槽	円形重力式
	径6.0m×側深3.0m	1槽	1槽	1槽	
汚泥濃縮機	30m <sup>3</sup> /時	1台	1台	—	
汚泥脱水機	270kgds/時	—	—	1台	
	350kgds/時	—	—	1台	
	4.0m <sup>3</sup> /時	4台	4台	—	
汚泥焼却炉	50t/日	2台	2台	1台	流動焼却炉

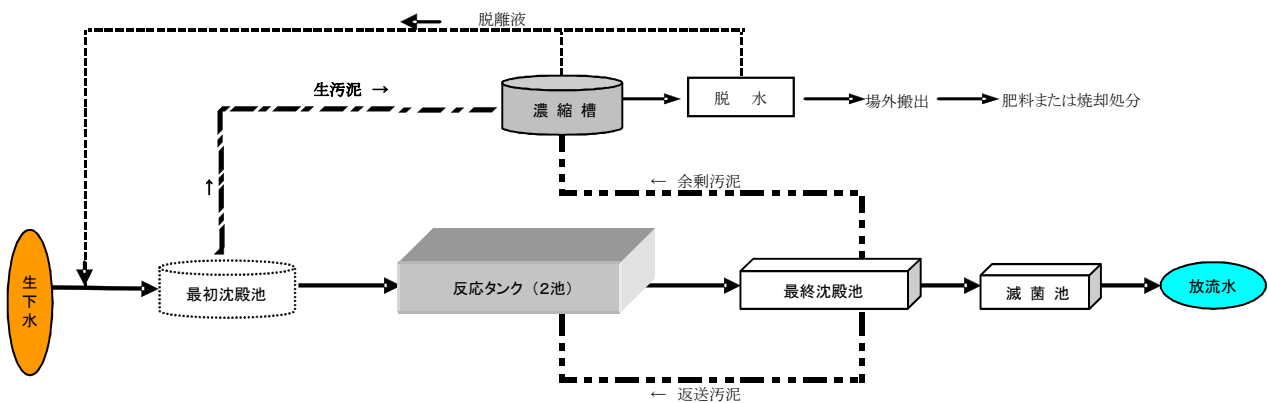


### ③ 南部浄化センター

#### ア 施設概要

所在地	いわき市錦町浜田27
敷地面積	5.5 ha
供用開始	平成 8年 4月
施設概要	当センターでは、「標準活性汚泥法」を採用しており、塩素滅菌後の処理水は、蛭田川に放流される。

#### (処理フロー)



#### イ 計画諸元

区分	全体計画	事業計画	現有施設 (令和5年度末)
処理区域面積	485 ha	485 ha	418 ha
処理人口	15,400 人	16,200 人	15,430 人
計画 汚水量	日平均	5,600 m <sup>3</sup> /日	5,400 m <sup>3</sup> /日
	日最大	6,700 m <sup>3</sup> /日	6,400 m <sup>3</sup> /日
	時間最大	9,500 m <sup>3</sup> /日	9,100 m <sup>3</sup> /日
排除方式	分流式	分流式	
処理方式	標準活性汚泥法	標準活性汚泥法	
処理能力	6,700 m <sup>3</sup> /日	6,400 m <sup>3</sup> /日	8,700 m <sup>3</sup> /日
計画 水質	流入	BOD 223 SS 175	BOD 225 SS 177
	放流	BOD 15 SS 5	BOD 15 SS 5
放流先	蛭田川	蛭田川	

## ウ 主要施設の概要

施設名称	形状寸法	施設数			摘要
		全体	事計	現有	
汚水沈砂池	巾2.8m×長3.9m×深0.252m	1池	—	—	平行流矩形池
	巾2.8m×長3.9m×深0.246m	—	1池	1池	
汚水ポンプ	φ200mm×3.3m <sup>3</sup> /分×15.0m×15kW	3台	—	—	立軸斜流渦巻ポンプ
	φ200mm×4.6m <sup>3</sup> /分×15.0m×22kW	—	3台	3台	
雨水ポンプ	φ2,800mm×180m <sup>3</sup> /分×240PS	4台	4台	3台	
最初沈殿池	巾5.0m×長24.5m×深3.0m	2池	2池	2池	平行流矩形池
	巾6.0m×長14.0m×深3.0m	3池	—	—	
反応タンク	巾5.0m×長60.0m×深5.0m	2池	2池	2池	押出流矩形池
	巾6.0m×長43.0m×深5.0m	3池	—	—	
送風機	22m <sup>3</sup> /分×35kW	2台	2台	—	単段ブロワ
	48m <sup>3</sup> /分×35kW	1台	1台	—	
	22m <sup>3</sup> /分×37kW	—	—	2台	
最終沈殿池	巾5.0m×長35.0m×深3.0m	2池	2池	2池	平行流矩形池
塩素混和池	巾2.0m×長31.5m×深2.0m	1池	1池	1池	長方形多列迂回流式
汚泥濃縮槽	内径4.0m×水深3.0m	2槽	2槽	2槽	円形重力式
汚泥濃縮機	44.8kgds/時	2台	1台	—	
汚泥脱水機	φ600mm×80.5kgds/時	2台	1台	—	
	φ900mm×565kgds/時	—	1台	—	
	φ900mm×400kgds/時	—	—	1台	

## 4 公共下水道の財政

本市の公共下水道事業は、昭和 33 年の事業認可以降、生活環境の改善や雨水排除、さらには公共用水域の水質保全を図るため、市街地を中心に整備しております。

近年における公共下水道を取り巻く経営環境は、収入面においては、人口減少や節水型社会への移行等により下水道使用料の減少が懸念され、支出面においては、老朽化した施設の改築更新投資や、それに伴う多額の企業債償還が見込まれるなど、厳しさを増していますが、良質な市民サービスを提供するためにも安定的で持続可能な事業経営を目指す必要があります。

これらのことから、経営成績（損益勘定）や財政状態（ストック情報）を的確に把握すべく、平成 28 年度から地方公営企業法の財務規定等を適用しており、さらに、令和 5 年度には、投資・財政計画（収支計画）を中心とした「市下水道事業経営戦略」の中間見直しを実施するなど、更なる経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでおります。

### ○ 下水道事業会計の決算状況

#### (1) 損益計算書

(各年度 4 月 1 日から 3 月 31 日まで)

(単位：千円、税抜)

科 目	令和 5 年度①	令和 4 年度②	増 減①－②
営業収益	5,274,586	5,313,029	△ 38,443
下水道使用料	3,355,187	3,386,251	△ 31,064
他会計負担金	1,919,399	1,926,778	△ 7,379
営業外収益	3,054,300	3,136,437	△ 82,137
他会計負担金	1,195,332	1,224,541	△ 29,209
長期前受金戻入	1,853,536	1,865,932	△ 12,396
雑収益	5,432	45,964	△ 40,532
特別利益	1,393	574,831	△ 573,438
<b>収益合計</b>	<b>8,330,279</b>	<b>9,024,297</b>	<b>△ 694,018</b>
営業費用	7,162,084	7,329,566	△ 167,482
管渠費	342,634	370,575	△ 27,941
ポンプ場費	555,365	558,542	△ 3,177
処理場費	1,610,517	1,726,084	△ 115,567
減価償却費	4,315,086	4,395,653	△ 80,567
その他	338,482	278,712	59,770
営業外費用	737,239	800,333	△ 63,094
支払利息及び企業債取扱諸費	640,158	702,891	△ 62,733
その他営業外費用	97,081	97,442	△ 361
特別損失	488	2,645	△ 2,157
<b>費用合計</b>	<b>7,899,811</b>	<b>8,132,544</b>	<b>△ 232,733</b>
<b>当年度純利益</b>	<b>430,468</b>	<b>891,753</b>	<b>△ 461,285</b>



## (2) 貸借対照表

(各年度期末 (3月31日))

(単位:千円)

資 産 の 部			
科 目	令和5年度①	令和4年度②	増 減①-②
<b>固定資産</b>	<b>114,046,069</b>	<b>111,754,445</b>	<b>2,291,624</b>
有形固定資産	114,044,290	111,751,776	2,292,514
無形固定資産	1,779	2,669	△890
<b>流動資産</b>	<b>6,606,433</b>	<b>4,431,766</b>	<b>2,174,667</b>
現金預金	5,932,332	3,871,706	2,060,626
その他の流動資産	674,101	560,060	114,041
<b>資産合計</b>	<b>120,652,502</b>	<b>116,186,211</b>	<b>4,466,291</b>

負 債 及 び 資 本 の 部			
科 目	令和5年度①	令和4年度②	増 減①-②
<b>固定負債</b>	<b>53,342,271</b>	<b>53,574,128</b>	<b>△231,857</b>
企業債 (流動負債分を除く)	53,208,680	53,460,574	△251,894
退職給付引当金	133,591	113,554	20,037
<b>流動負債</b>	<b>9,718,072</b>	<b>6,842,900</b>	<b>2,875,172</b>
企業債 (償還期限一年以内)	4,129,664	4,066,424	63,240
その他 (未払金等)	5,588,408	2,776,476	2,811,932
<b>繰延収益 (長期前受金)</b>	<b>42,185,969</b>	<b>40,936,112</b>	<b>1,249,857</b>
<b>負債合計</b>	<b>105,246,312</b>	<b>101,353,140</b>	<b>3,893,172</b>
<b>資本金</b>	<b>12,121,265</b>	<b>11,224,663</b>	<b>896,602</b>
<b>剰余金</b>	<b>3,284,925</b>	<b>3,608,408</b>	<b>△323,483</b>
資本剰余金	1,962,703	1,962,703	0
利益剰余金	1,322,222	1,645,705	△323,483
未処分利益剰余金 (当期純利益)	1,322,222 (430,468)	1,645,705 (891,754)	△323,483 △461,286
<b>資本合計</b>	<b>15,406,190</b>	<b>14,833,071</b>	<b>573,119</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>120,652,502</b>	<b>116,186,211</b>	<b>4,466,291</b>

## (3) 令和5年度決算に基づく各種数値

項 目	令和5年度	令和4年度	増減①－②	
自己資本構成比率	47.7%	48.0%	△0.3 <sup>ポ</sup> <sub>ト</sub>	
総収支比率	105.4%	111.2%	△5.8 <sup>ポ</sup> <sub>ト</sub>	
営業収支比率	73.6%	72.5%	1.1 <sup>ポ</sup> <sub>ト</sub>	
年間総処理水量	25,380千 <sup>3</sup> m	25,373千 <sup>3</sup> m	7千 <sup>3</sup> m	
うち汚水処理水量	24,771千 <sup>3</sup> m	24,318千 <sup>3</sup> m	453千 <sup>3</sup> m	
年間有収水量	16,921千 <sup>3</sup> m	17,145千 <sup>3</sup> m	△224千 <sup>3</sup> m	
下水道普及率	55.0%	54.9%	0.1 <sup>ポ</sup> <sub>ト</sub>	
水洗化率	95.0%	94.7%	0.3 <sup>ポ</sup> <sub>ト</sub>	
有収率（有収水量÷汚水処理量）	68.3%	70.5%	△2.2 <sup>ポ</sup> <sub>ト</sub>	
汚水処理原価（汚水処理費÷有収水量）	190.1円/ <sup>3</sup> m	196.6円/ <sup>3</sup> m	△6.5円/ <sup>3</sup> m	
内 訳	汚水維持管理費	118.0円/ <sup>3</sup> m	124.1円/ <sup>3</sup> m	△6.1円/ <sup>3</sup> m
	汚水資本費	72.1円/ <sup>3</sup> m	72.5円/ <sup>3</sup> m	△0.4円/ <sup>3</sup> m
年間使用料収入	3,355,187千円	3,386,251千円	△31,064千円	
使用料単価（使用料収入÷有収水量）	198.3円/ <sup>3</sup> m	197.5円/ <sup>3</sup> m	0.8円/ <sup>3</sup> m	
回収率（使用料単価÷汚水処理原価）	104.3%	100.5%	3.8 <sup>ポ</sup> <sub>ト</sub>	

## 5 都市下水路について

### (1) 目的と概要

公共下水道の事業計画区域となっていない市街地で、特に浸水被害が著しい地区の雨水排除を目的に、市内14か所に排水路（合計25,420 m）、ポンプ場施設等の整備事業を実施しています。

### (2) 整備状況

#### ○ 都市下水路の諸元

(令和6年3月現在)

区分	名称	面積 (ha)	施行年度	整備状況		指定年月日	流出量 $\text{m}^3/\text{S}$ (放流先)
				延長(m)	ポンプ施設		
久之浜	1 久之浜第二都市下水路	36.6	H3~9	703	—	H11. 7. 26	2.25 (小久川)
四倉	2 鬼越都市下水路	51.2	S43~45	802	—	S51. 11. 1	2.03 (仁井田川)
	3 四倉工業団地第一都市下水路	84	H12~17	3,566.7	—	H18. 7. 27	10.7 (1号調節池)
	4 四倉工業団地第二都市下水路	28	H28~29	891.1	—	H31. 1. 25	3.442(2号調節池)
好間	5 好間工業団地都市下水路	194.6	S57~H3	8,402.2	—	S63. 1. 20	18.072(小谷作調節池)
平	6 赤井都市下水路	92.4	S51~55	1,061	—	S57. 3. 1	5.84 (夏井川)
	7 沼ノ内都市下水路	12.2	H2 移管	507.2	—	H18. 7. 27	— (弁天川)
常磐	8 関船都市下水路	31.2	H6~9	1,139.2	—	H11. 7. 26	4.4 (水野谷川)
	9 鹿島工業団地都市下水路	99.3	S62 移管	3,946.8	—	H18. 7. 27	— (水野谷川)
小名浜	10 安竜都市下水路	49	S54~60	676.1	—	H元. 1. 30	8.03 (江名港)
勿来	11 金子平都市下水路	48	S58~63	1,339.9	—	H元. 9. 18	4.187 (鮫川)
	12 大高都市下水路	38.6	H3~10	1,457.2	—	H11. 7. 26	8.59 (京田川)
	13 外城下都市下水路	177	S49~61	768.4	—	S51. 6. 1	15.49 (蛭田川)
	14 酒井原都市下水路	59.2	H11~21	159	—	未指定	7.7 (蛭田川)
合計		1,001.3	—	25,419.8	—	—	—

### (3) 財政

#### ○ 事業費の推移

(単位：千円)

都市下水路事業費	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
維持管理費	159,204	156,106	145,202	176,001	172,867
建設事業費	24,200	0	201,994	13,530	0
計	183,404	156,106	347,196	189,531	172,867

## (4) その他 (参考資料)

## ○ 公共下水道へ編入済の都市下水路 (合計24,016m)

区分	名称	面積 (ha)	施行年度	整備状況		公共下水道 編入年度	流出量 $\text{m}^3/\text{S}$ (放流先)
				延長 (m)	ポンプ施設		
久ノ浜	1 久之浜第一都市下水路	21.6	S46~53 H27~29	547	$\phi 800\text{mm} \times 2$ 台	R2	2.75 (小久川)
四倉	2 蜷川第一都市下水路	74.2	S38~40	1,404	$\phi 700\text{mm} \times 3$ 台	H21	2.2 (境川)
	3 蜷川第二都市下水路	38.7	S61~H12	714.5	$\phi 800\text{mm} \times 4$ 台	H21	5.0 (四倉地区海岸)
	4 上仁井田都市下水路	83.9	H4~15	1,108	$\phi 1,200\text{mm} \times 3$ 台	H13	9.9 (仁井田川)
平	5 谷川瀬都市下水路	33.4	S55~60	891.9	—	H8	3.613 (新川)
	6 南白土都市下水路	134.42	S58~62	470.4	—	S63	11.539 (新川)
内郷	7 高坂都市下水路	74.25	S55~60	550.9	—	H3	6.65 (新川)
	8 大町都市下水路	82	S63~H元	46	公共下水道で整備	H3	8.255 (新川)
小名浜	9 御代都市下水路	89.7	S62~H7	632.3	$\phi 2,800\text{mm} \times 3$ 台	H8	7.179 (矢田川)
	10 林城都市下水路	109.2	S40~44	1,170	$\phi 1,000\text{mm} \times 1$ 台 $\phi 700\text{mm} \times 1$ 台 $\phi 450\text{mm} \times 1$ 台	S44	3.3 (矢田川)
	11 泉都市下水路	59.6	S53~62	1,117	—	H8	9.09 (釜戸川)
	12 玉露都市下水路	49.64	S56~61	1,706.6	—	H8	5.345 (釜戸川)
	13 大原都市下水路	153.3	S47~50	2,767	$\phi 1,100\text{mm} \times 3$ 台	H3	11.5 (藤原川)
	14 芳川都市下水路	52.4	S47~55	868	$\phi 1,000\text{mm} \times 2$ 台	H8	4.6 (藤原川)
	15 滝尻都市下水路	159	H4~8	826	—	H8	13.81 (藤原川)
	16 小名川都市下水路	475	S47~60	2,762	$\phi 3,200\text{mm} \times 4$ 台	S58	20.56 (小名浜港)
勿来	17 後宿都市下水路	30.6	S35~37	480	$\phi 600\text{mm} \times 2$ 台	S53	1.32 (渋川)
	18 大倉都市下水路	108.8	S40~44	1,329	$\phi 1,000\text{mm} \times 1$ 台 $\phi 700\text{mm} \times 1$ 台	S53	3.25 (鮫川)
	19 佐糠都市下水路	40.3	S45~52	1,517	$\phi 800\text{mm} \times 2$ 台	H13	2.93 (鮫川)
	20 江栗都市下水路	332.9	S47~56	1,180	$\phi 1,350\text{mm} \times 3$ 台	R2	10.6 (鮫川)
	21 岩間都市下水路	109.12	S62~H2	1,088.3	—	H13	6.602 (勿来地区海岸)
	22 関田都市下水路	187.3	S50~61	839.6	$\phi 1,200\text{mm} \times 1$ 台	R2	9.89 (勿来地区海岸)
合計		2,499.3	—	24,015.5	—	—	—

## 6 下水道使用料

### (1) 使用料（2か月当たり・消費税込）

基本料金 + 20立方メートルを超えた部分

#### ○ 下水道料金表

汚水の種類	使用料区分	金額	
一般汚水	基本料金 20 m <sup>3</sup> まで	4,131.6円	
	超過使用料 1 m <sup>3</sup> 当たり	21 m <sup>3</sup> ~ 40 m <sup>3</sup>	224.4円
		41 m <sup>3</sup> ~ 60 m <sup>3</sup>	249.7円
		61 m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup>	261.8円
		101 m <sup>3</sup> ~ 200 m <sup>3</sup>	343.2円
		201 m <sup>3</sup> ~ 400 m <sup>3</sup>	369.6円
		401 m <sup>3</sup> ~ 1,000 m <sup>3</sup>	396.0円
1,001 m <sup>3</sup> 以上	420.2円		
公衆浴場汚水	1,000 m <sup>3</sup> まで（1 m <sup>3</sup> につき）	52.8円	
	1,001 m <sup>3</sup> から（1 m <sup>3</sup> につき）	37.4円	

※ 温泉水・井戸水などを使用している場合は、その分も加算されます。

### (2) 下水道使用料の収納状況

年 度	収 納 額
令和元年度	36億7,530万円
令和2年度	38億5,426万円
令和3年度	37億9,570万円
令和4年度	37億2,482万円
令和5年度	36億9,622万円



## 7 下水道事業受益者負担金

### (1) 計算及び納付方法

《例》 宅地330.57平方メートル（約100坪）の場合の負担金

計算例) $330.57\text{m}^2 \times 380\text{円} = 125,616\text{円} \Rightarrow 125,610\text{円}$ (10円未満の端数切捨)						
納 付 方 法	期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	年 計
	年	6/1～6/30	9/1～9/30	12/1～12/25	2/1～2/末	
	1 年 目	6,310 円	6,300 円	6,300 円	6,300 円	25,210 円
	2 年 目	6,500 円	6,200 円	6,200 円	6,200 円	25,100 円
	3 年 目	6,500 円	6,200 円	6,200 円	6,200 円	25,100 円
	4 年 目	6,500 円	6,200 円	6,200 円	6,200 円	25,100 円
	5 年 目	6,500 円	6,200 円	6,200 円	6,200 円	25,100 円

※ 負担金は、5年に分割し、これをさらに1年を4回（6月・9月・12月・2月）に分けて計20回で納付していただきます。

### (2) 下水道事業受益者負担金の収納状況

年 度	収 納 額
令和元年度	7,473万円
令和2年度	5,279万円
令和3年度	4,877万円
令和4年度	2,852万円
令和5年度	2,436万円

## 8 水洗トイレ改造資金融資あっ旋・利子補給制度

昭和49年度から水洗化の促進を図るため、市が水洗トイレ改造資金の融資あっ旋（融資限度額：便槽、浄化槽1基当たり60万円・償還期間48ヶ月以内）とその利子を負担する制度を設け、水洗化の促進を図っています。

※ 融資限度額は、当初15万円、昭和52年度から20万円、昭和57年度から30万円、平成2年度から40万円、平成10年度から60万円となりました。

### ○ 利用状況

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
融資件数	7件	6件	3件	2件	2件
融資金額	4,950千円	3,560千円	2,390千円	900千円	1,200千円
利子補給	60千円	78千円	79千円	52千円	37千円

## 9 私道内下水道施設設置制度

昭和57年に公共下水道供用区域内において、下水道施設が設置されていない私道について、市の設置条件（私道からの接続を希望している宅地が2ヶ所以上ある等）に合致する場合には、申請に基づき市が施工することにより水洗化の促進を図っています。

### ○ 申請状況

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
申請件数	9件	4件	9件	2件	9件
対象戸数	19戸	4戸	29戸	5戸	13戸
施工延長	161 m	81 m	319.2 m	47.5 m	59.0 m

# 第3章 地域污水处理施設について

## 1 維持管理の状況

地域污水处理施設のうち、勿来白米・石森・南台・洋向台の4施設については標準活性汚泥法（長時間曝気法）、草木台については接触曝気方式を採用しており、処理水は塩素減菌後、公共用水域に放流されます。

### ○ 各地域污水处理施設概要

(令和6年4月現在)

施設名	勿来白米 地域污水 処理施設	石 森 地域污水 処理施設	南 台 地域污水 処理施設	草木台 地域污水 処理施設	洋向台 地域污水 処理施設	
所在地	勿来町白米 林ノ中 30-345	石森一丁目 1-15	南台二丁目 48	草木台二丁目 23-13	洋向台五丁目 27-40	
敷地面積	1,362 m <sup>2</sup>	1,524 m <sup>2</sup>	3,576 m <sup>2</sup>	6,841 m <sup>2</sup>	3,297 m <sup>2</sup>	
供用年月	昭和 53 年 12 月	昭和 61 年 3 月	平成 5 年 8 月	平成 2 年 10 月	昭和 58 年 9 月	
帰属年月	平成 2 年 5 月	平成 9 年 4 月	平成 15 年 4 月	平成 15 年 4 月	平成 16 年 4 月	
計 画	処理面積	21.0 ha	39.7 ha	140.4 ha	38.4 ha	47.6 ha
	処理人口	2,000 人	2,348 人	2,294 人	2,600 人	4,500 人
	計画戸数	360 戸	587 戸	569 戸	652 戸	773 戸
	処理水量	1,040 m <sup>3</sup> /日	950 m <sup>3</sup> /日	1,015 m <sup>3</sup> /日	1,040 m <sup>3</sup> /日	1,125 m <sup>3</sup> /日
実 績	処理面積	21.0 ha	39.7 ha	140.4 ha	38.4 ha	47.6 ha
	処理人口	906 人	1,294 人	1,236 人	1,073 人	1,713 人
	接続人口	906 人	1,294 人	1,236 人	1,073 人	1,713 人
	接続戸数	346 戸	560 戸	495 戸	633 戸	741 戸
	処理水量	294.8 m <sup>3</sup> /日	336.3 m <sup>3</sup> /日	340.6 m <sup>3</sup> /日	528.0 m <sup>3</sup> /日	455.7 m <sup>3</sup> /日
処理方式	長時間曝気	長時間曝気	長時間曝気	接触曝気 (FCR 法)	長時間曝気	
放流先	蛭田川	夏井川	鮫川	藤原川	天神前川	
管渠延長	8,579 m	7,899 m	21,083 m	11,144 m	15,295 m	

## 2 財政

(1) 処理施設使用料（1か月・1戸当たり(消費税（10%）込）

2,970円

(2) 決算状況

○ 損益計算書

(各年度4月1日から3月31日まで)

(単位：千円、税抜)

科 目	令和5年度①	令和4年度②	増 減①-②
営業収益	91,320	91,314	6
処理施設使用料	91,320	91,314	6
営業外収益	62,070	62,071	△ 1
長期前受金戻入	62,064	62,065	△ 1
雑収益	6	6	0
特別利益	6	1,304	△ 1,298
過年度損益修正益	0	1,304	△ 1,304
その他特別利益	6	0	6
収益合計	153,396	154,689	△ 1,293
営業費用	139,527	140,190	△ 663
管渠費	1,639	1,698	△ 59
処理場費	69,298	70,305	△ 1,007
業務費	3,902	3,826	76
総係費	114	147	△ 33
減価償却費	64,574	64,214	360
資産減耗費	0	0	0
営業外費用	0	0	0
その他営業外費用	0	0	0
特別損失	0	1	△ 1
過年度損益修正損	0	1	△ 1
費用合計	139,527	140,191	△ 664
当年度純利益	13,869	14,498	△ 629

○ 貸借対照表

(各年度期末(3月31日))

(単位:千円)

資 産 の 部			
科 目	令和5年度①	令和4年度②	増 減①-②
<b>固定資産</b>	<b>2,263,131</b>	<b>2,319,046</b>	<b>△55,915</b>
有形固定資産	2,263,131	2,319,046	△55,915
無形固定資産	0	0	0
<b>流動資産</b>	<b>523,724</b>	<b>512,870</b>	<b>10,854</b>
現金預金	512,607	501,795	10,812
その他の流動資産	11,117	11,075	42
<b>資産合計</b>	<b>2,786,855</b>	<b>2,831,916</b>	<b>△45,061</b>

負 債 及 び 資 本 の 部			
科 目	令和5年度①	令和4年度②	増 減①-②
<b>固定負債</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
企業債(流動負債分を除く)	0	0	0
退職給付引当金	0	0	0
<b>流動負債</b>	<b>18,834</b>	<b>15,701</b>	<b>3,133</b>
企業債(償還期限一年以内)	0	0	0
その他(未払金等)	18,834	15,701	3,133
<b>繰延収益(長期前受金)</b>	<b>1,350,455</b>	<b>1,412,519</b>	<b>△62,064</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,369,289</b>	<b>1,428,220</b>	<b>△58,931</b>
<b>資本金</b>	<b>371,066</b>	<b>371,066</b>	<b>0</b>
<b>剰余金</b>	<b>1,046,500</b>	<b>1,032,630</b>	<b>13,870</b>
資本剰余金	863,860	863,860	0
利益剰余金	182,640	168,770	13,870
建設改良積立金	168,771	154,272	14,499
未処分利益剰余金	13,869	14,498	△629
(当期純利益)	(13,869)	(14,498)	△629
<b>資本合計</b>	<b>1,417,566</b>	<b>1,403,696</b>	<b>13,870</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>2,786,855</b>	<b>2,831,916</b>	<b>△45,061</b>



## 第4章 農業集落排水処理施設について

### 1 維持管理の状況

管路・中継ポンプ、処理施設は衛生的な生活環境を支えるため日々運転しており、これら施設がその機能を十分に発揮するために点検・補修を行っています。また、農業集落排水処理施設の維持管理は専門業者による巡回点検と地元受益者で組織される管理組合が行う日常管理とを組み合わせで行っています。

#### ○ 各農業集落排水処理施設概要

(令和6年4月現在)

施設名	下小川地区 農業集落排水 処理施設	戸田地区 農業集落排水 処理施設	永井地区 農業集落排水 処理施設	三阪地区 農業集落排水 処理施設	渡辺地区 農業集落排水 処理施設	遠野地区 農業集落排水 処理施設	
所在地	小川町下小川 字小沢口 150	四倉町戸田 字古川 218	三和町下永井 字峰岸 13	三和町下三坂 字下ノ里 52-1	渡辺町松小屋 字榎株 121	遠野町滝字 中川原 2-2	
敷地面積	1,907 m <sup>2</sup>	1,482 m <sup>2</sup>	1,381 m <sup>2</sup>	1,657 m <sup>2</sup>	1,422 m <sup>2</sup>	2,342 m <sup>2</sup>	
供用年月	平成14年4月 (平成13年 4月一部供用)	平成15年4月 (平成14年 4月一部供用)	平成16年4月	平成19年4月 (平成17年 4月一部供用)	平成18年4月	平成27年4月 (平成25年 4月一部供用)	
計 画	処理面積	90 ha	31 ha	77 ha	185 ha	58 ha	229 ha
	処理人口	840 人	330 人	550 人	1,080 人	570 人	2,910 人
	計画戸数	191 戸	71 戸	131 戸	252 戸	135 戸	716 戸
	処理水量	277 m <sup>3</sup> /日	109 m <sup>3</sup> /日	182 m <sup>3</sup> /日	356 m <sup>3</sup> /日	188 m <sup>3</sup> /日	960 m <sup>3</sup> /日
実 績	処理面積	90 ha	31 ha	77 ha	185 ha	58 ha	229 ha
	処理人口	513 人	234 人	341 人	498 人	420 人	2,252 人
	接続人口	500 人	232 人	335 人	452 人	398 人	1,623 人
	接続戸数	165 戸	68 戸	109 戸	158 戸	126 戸	464 戸
	処理水量	100.5 m <sup>3</sup> /日	49.4 m <sup>3</sup> /日	88.6 m <sup>3</sup> /日	108.4 m <sup>3</sup> /日	93.9 m <sup>3</sup> /日	330.5 m <sup>3</sup> /日
処理方式	嫌気性濾床及び 接触曝気方式	沈殿分離及び 接触曝気方式	嫌気性濾床及び 接触曝気方式	連続流入 間欠曝気方式	嫌気性濾床及び 接触曝気方式	連続流入 間欠曝気方式	
放流先	夏井川	仁井田川	小玉川	三坂川	釜戸川	深山口川	
管渠延長	11,567 m	5,343 m	13,683 m	23,308 m	10,896 m	27,737 m	

## 2 財政

### (1) 農業集落排水事業分担金

事業費の一部に充てるため、受益者から公共ます1ヶ所につき25万円を徴収しています。

### (2) 処理施設使用料（1ヶ月当たり(消費税込)）

基本料金	2,170円／世帯
人員割料	440円／人

### (3) 決算状況

#### ○ 損益計算書

(各年度4月1日から3月31日まで)

(単位：千円、税抜)

科 目	令和5年度①	令和4年度②	増 減①－②
営業収益	41,407	41,352	55
処理施設使用料	41,386	41,333	53
その他	21	19	2
営業外収益	208,368	188,632	19,736
他会計負担金	124,455	105,601	18,854
長期前受金戻入	83,798	82,821	977
雑収益	115	210	△ 95
特別利益	0	28,933	△ 28,933
<b>収益合計</b>	<b>249,775</b>	<b>258,917</b>	<b>△ 9,142</b>
営業費用	214,833	214,241	592
管渠費	12,059	10,700	1,359
処理場費	32,532	33,835	△ 1,303
業務費	1,515	1,458	57
総係費	868	439	429
減価償却費	166,905	166,775	130
資産減耗費	954	1,034	△ 80
営業外費用	36,282	39,250	△ 2,968
支払利息及び企業債取扱諸費	35,940	38,949	△ 3,009
その他営業外費用	342	301	41
特別損失	0	405	△ 405
<b>費用合計</b>	<b>251,115</b>	<b>253,896</b>	<b>△ 2,781</b>
<b>当年度純利益</b>	<b>△ 1,340</b>	<b>5,021</b>	<b>△ 6,361</b>

○ 貸借対照表

(各年度期末(3月31日))

(単位:千円)

資 産 の 部			
科 目	令和5年度①	令和4年度②	増 減①-②
<b>固定資産</b>	<b>5,308,858</b>	<b>5,443,446</b>	<b>△134,588</b>
有形固定資産	5,308,858	5,443,446	△134,588
無形固定資産	0	0	0
<b>流動資産</b>	<b>83,548</b>	<b>72,975</b>	<b>10,573</b>
現金預金	74,211	63,471	10,740
その他の流動資産	9,337	9,504	△167
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,392,406</b>	<b>5,516,421</b>	<b>△124,015</b>

負 債 及 び 資 本 の 部			
科 目	令和5年度①	令和4年度②	増 減①-②
<b>固定負債</b>	<b>1,747,174</b>	<b>1,921,161</b>	<b>△173,987</b>
企業債(流動負債分を除く)	1,747,174	1,921,161	△173,987
退職給付引当金	0	0	0
<b>流動負債</b>	<b>220,757</b>	<b>201,173</b>	<b>19,584</b>
企業債(償還期限一年以内)	173,989	170,921	3,068
その他(未払金等)	46,768	30,252	16,516
<b>繰延収益(長期前受金)</b>	<b>2,563,667</b>	<b>2,621,583</b>	<b>△57,916</b>
<b>負 債 合 計</b>	<b>4,531,598</b>	<b>4,743,917</b>	<b>△212,319</b>
<b>資本金</b>	<b>889,351</b>	<b>799,707</b>	<b>89,644</b>
<b>剰余金</b>	<b>△28,543</b>	<b>△27,203</b>	<b>△1,340</b>
資本剰余金	13,571	13,571	0
利益剰余金	△42,114	△40,774	△1,340
未処理欠損金	△42,114	△40,774	△1,340
(当期純利益)	(△1,340)	(5,021)	△6,361
<b>資 本 合 計</b>	<b>860,808</b>	<b>772,504</b>	<b>88,304</b>
<b>負債及び資本合計</b>	<b>5,392,406</b>	<b>5,516,421</b>	<b>△124,015</b>

# 第5章 浄化槽について

## 1 設置状況

浄化槽の設置補助制度を平成6年度から実施するとともに、浄化槽設置者に対する適正な維持管理のための浄化槽教室を開催するなど、普及啓発に努めています。

### (1) 合併処理浄化槽の設置状況

年 度	設置基数		前年度比	
	令和元年度	市内全域	20,537基	815基
うち、供用区域外※		18,991基	823基	4.5%
令和2年度	市内全域	21,498基	961基	4.7%
	うち、供用区域外※	19,915基	924基	4.9%
令和3年度	市内全域	22,357基	859基	4.0%
	うち、供用区域外※	20,786基	871基	4.4%
令和4年度	市内全域	23,064基	707基	3.2%
	うち、供用区域外※	21,503基	717基	3.4%
令和5年度	市内全域	23,575基	511基	2.2%
	うち、供用区域外※	22,060基	557基	2.6%

※ 住宅用途のみ

※ 公共下水道・地域汚水処理施設・農業集落排水処理施設の供用区域外に設置されている浄化槽の設置基数。

### (2) 合併処理浄化槽処理人口の推移

年 度	処理人口		前年度比	
	令和元年度	市内全域	97,854人	1,111人
うち、供用区域外※		91,123人	1,295人	1.4%
令和2年度	市内全域	102,553人	4,699人	4.8%
	うち、供用区域外※	96,033人	4,910人	5.4%
令和3年度	市内全域	105,833人	3,280人	3.2%
	うち、供用区域外※	99,370人	3,337人	3.5%
令和4年度	市内全域	106,084人	251人	0.2%
	うち、供用区域外※	99,805人	435人	0.4%
令和5年度	市内全域	105,842人	△242人	△0.2%
	うち、供用区域外※	99,856人	51人	0.1%

※ 公共下水道・地域汚水処理施設・農業集落排水処理施設の供用区域外に設置されている浄化槽での処理人数。

### (3) 過去の補助実績

#### ア 通常事業分

(単位：件、千円)

年度	5人槽		7人槽		10人槽		11人槽以上		計		撤去費補助		宅内配管補助	
	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額
R1	235	70,965	138	63,524	13	6,850	1	2,208	387	143,547	203	20,280		
R2	263	110,700	121	86,453	19	15,286	5	12,954	408	225,393	210	20,982	166	49,378
R3	127	45,733	114	56,148	19	11,371	5	7,474	265	120,726	215	21,475	168	50,055
R4	139	51,211	96	47,772	17	10,823	1	1,174	253	110,980	216	21,593	218	65,040
R5	97	36,769	84	40,948	5	3,425	1	2,546	187	83,688	161	18,636	165	49,500

#### イ 令和5年台風第13号復旧分

(単位：件、千円)

年度	5人槽		7人槽		10人槽		11人槽以上		計		撤去費補助		宅内配管補助		改築(補修)補助	
	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額
R5	3	996							3	996	2	200	2	600	19	2,348

#### ウ 令和元年東日本台風等復旧分

(単位：件、千円)

年度	5人槽		7人槽		10人槽		11人槽以上		計		撤去費補助		宅内配管補助		改築(補修)補助	
	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額	基数	金額
R1	5	1,660							5	1,660	3	300			36	3,570
R2	50	13,808							50	13,808	13	1,300	14	4,200	23	3,058

## 2 浄化槽教室の開催状況

新たに設置する浄化槽の設置者を対象に、維持管理に必要な事項についての説明を行う「浄化槽教室」を開催しています。

### ○ 過去の開催実績

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催数	23回	20回	12回	28回	25回
受講者数	242人	140人	74人	154人	163人

※ 令和2年度の4月、5月、1月、2月の浄化槽教室は、新型コロナウイルス感染防止の観点から資料送付により対応しました。

※ 令和5年度の9月の浄化槽教室は、令和5年台風第13号災害により、講師である保守点検業者が被災地区などの浄化槽への対応をするため、教室を開催せず、浄化槽設置者への資料送付と代えたことから、令和5年度9月分の開催数、受講者数は計上されておりません。



# 第6章 その他

## 1 下水道事業のあゆみ

年・月	制度・施設等	機 構 (人 員)
S33・5	旧平市下水道事業認可	平市土木課都市計画係(1)
S35・7	旧磐城市下水道事業認可	磐城市土木課(4)
S38・4	後宿ポンプ場運転開始(現 植田第1ポンプ場)	
S40・4	蜷川ポンプ場運転開始(現 蜷川第1ポンプ場)	
S41・10	いわき市誕生 14市町村(5市4町5村)合併	本庁・都市計画課:下水道係(3) 平支所:土木課下水道係(9) 磐城支所:下水道庶務係(6)、建設係(5)
S42・4	受益者負担金制度実施(省令) 下船尾・島ポンプ場運転開始	
S42・10	いわき市章・市歌を制定	
S43・12	いわき市下水道条例を制定	
S44・2	いわき市公共下水道事業認可変更(合併) いわき市下水道工事指定業者規則を制定	本庁直轄・都市計画課下水道係(15)
S44・4	いわき市水洗便所改造資金貸付条例を制定 (貸付限度額45,000円・償還20箇月) 林城ポンプ場運転開始	
S44・10	弁別処理場(現 東部浄化センター)・元川ポンプ場運転開始	
S45・1	下水道使用料に関する条文を追加	
S45・4	下水道使用料徴収開始	本庁・都市計画課下水道:第1係(4)、第2係(7) 磐城支所・建設事務所:下水道管理係(5)
S46・4	大倉ポンプ場運転開始	
S47・3	いわき都市計画下水道事業受益者負担に関する条例を制定(省令から条例に移行)	
S47・4	いわき市水洗便所改造資金貸付条例を廃止し、 いわき市水洗便所改造資金貸付金条例を制定 玉川処理場(現在廃止)・大原ポンプ場運転開始	本庁・建設部 下水道課:業務係(4)、工務係(5)、管理係(3) 磐城建設事務所:下水道管理係(7)
S48・3	本庁舎新築落成	
S48・4	金谷(現 綴)・南富岡ポンプ場運転開始	本庁・都市建設部 下水道課:業務係(5)、計画係(3)、工務係(7)、 管理係(5) 磐城支所経済土木課:下水道管理係(6)
S49・4	いわき市水洗便所改造資金貸付金条例を廃止し、 いわき市水洗便所改造資金融資斡旋要綱を制定 (貸付限度額150,000円・償還30箇月) 平蔵塚・植田(現 植田第2ポンプ場)・新町前・ 根小屋ポンプ場運転開始	
S49・5	平終末処理場(現 北部浄化センター) 北白土ポンプ場運転開始(現 北白土第1ポンプ場)	
S50・4	佐糠・芳川ポンプ場運転開始	
S51・4	久之浜・江栗・明治町(現在廃止)ポンプ場 運転開始	
S51・10	いわき市民憲章を制定	
S52・4	いわき市水洗便所改造資金融資斡旋要綱を一部 改正(貸付限度額200,000円・償還40箇月)	

年・月	制度・施設等	機構(人員)
S53・4	小名川ポンプ場運転開始	<p>本庁・都市建設部下水道室            下水道管理課：業務係(9)、施設管理係(9)、            小名浜下水道分室(7)            下水道建設課：計画係(4)、公共下水道係            (10)、都市下水路係(6)            北部浄化センター(36)、東部浄化センター(10)、            玉川浄化センター(3)</p> <p>下水道管理課に水質管理係を新設</p> <p>下水道建設課公共下水道係を公共下水道第1係            (8)、公共下水道第2係(6)に分ける            中部浄化センター(3)</p> <p>下水道部新設            下水道管理課を2課に分離し、次のとおり再編            下水道管理課：庶務係・普及係            下水道施設課：施設係・維持係・水質管理係</p>
S54・3	いわきニュータウン起工式	
S54・4	第1回下水道使用料改定 小島ポンプ場運転開始(暫定、3・4廃止) 大原ポンプ場運転開始	
S55・4	好間工業団地起工式	
S55・7	—	
S57・4	いわき市水洗便所改造資金融資幹旋要綱を一部 改正(貸付限度額300,000円・償還30箇月)	
S58・4	北白土第2ポンプ場運転開始	
S59・4	第2回下水道使用料改定 御厩・八仙ポンプ場運転開始	
S59・7	—	
S60・4	手搦ポンプ場運転開始	
S60・7	—	
S60・9	東部浄化センター分流分運転開始 いわき都市計画下水道事業受益者負担に関する 条例の一部を改正(1㎡当たり380円)	
S61・4	下水道使用料の賦課・徴収事務を水道局へ委託	
S61・11	中部浄化センター運転開始	
S62・4	関田ポンプ場運転開始	
S63・2	第3回下水道使用料改定	
S63・3	玉川浄化センターを廃止し、玉川処理区を中部 処理区に統合	
H元・5	北部浄化センター分流分運転開始	
H2・4	郷ヶ丘地域汚水処理分を公共下水道へ編入 いわき市水洗便所改造資金融資幹旋要綱を一部 改正(貸付限度額400,000円・償還40箇月)	
H2・5	勿来白米地域汚水処理施設帰属	
H3・4	小島・ニュータウン第1中継ポンプ場運転開始	
H3・12	蜷川第2ポンプ場運転開始	
H4・1	第4回下水道使用料改定	
H4・4	南白土ポンプ場運転開始	
H5・4	—	
H6・4	御代ポンプ場運転開始	
H6・6	浄化槽整備事業開始	
H7・7	北目ポンプ場運転開始	

年・月	制度・施設等	機構（人員）
H8・4	第5回下水道使用料改定 南部浄化センター運転開始 大町ポンプ場運転開始 新町前（汚水）ポンプ場運転開始	南部浄化センター(3) 勿来下水道分室新設(3)
H9・4	南部浄化センター雨水ポンプ場運転開始 いわき市石森地域汚水処理施設帰属	
H10・4	いわき市水洗便所改造資金融資幹旋要綱を一部 改正（貸付限度額600,000円・償還48箇月）	
H11・4	上仁井田ポンプ場運転開始	下水道施設課の水質管理係を水質管理室に改組 し、中部浄化センター内に設置
H12・4	植田中継ポンプ場運転開始	
H13・4	下小川地区農業集落排水処理施設供用開始(一部)	
H13・11	中部浄化センター汚泥焼却施設供用開始	
H14・4	戸田地区農業集落排水処理施設供用開始(一部) 下小川地区農業集落排水処理施設供用開始(全部)	
H15・4	第6回下水道使用料改定 南台及び草木台地域汚水処理施設帰属 戸田地区農業集落排水処理施設供用開始(全部)	
H16・4	洋向台地域汚水処理施設帰属 永井地区農業集落排水処理施設供用開始	
H17・4	三阪地区農業集落排水処理施設供用開始(一部)	
H18・4	渡辺地区農業集落排水処理施設供用開始 三阪地区農業集落排水処理施設供用区域追加	下水道管理課内に総合生活排水対策プロジェクト チームを設置
H18・12	いわき市総合生活排水対策方針策定	
H19・4	第7回下水道使用料改定 西郷ポンプ場運転開始 三阪地区農業集落排水処理施設供用開始(全部) 浄化槽整備事業：撤去費補助開始	下水道部は集落排水整備室と環境課の浄化槽事務を 統合して生活環境部内に生活排水対策室として改組 排水対策課：庶務係、経営企画係、排水設備係 下水道施設課：施設第一係、施設第二係、維持係 下水道建設課：計画係、建設第一係、建設第二係
H20・4	泉崎中継ポンプ場運転開始 仁井田中継ポンプ場運転開始 南部浄化センター包括的民間委託開始 浄化槽整備事業：補助対象拡大(50人槽まで)	
H21・4	北一里塚ポンプ場運転開始 中部浄化センター包括的民間委託開始 浄化槽整備事業：補助限度額改定	
H22・4	船戸ポンプ場運転開始	小名浜・勿来下水道分室を統合して下水道管理事務 所を中部浄化センター内に新設 下水道管理事務所：維持係、施設係
H23・3	いわき市下水道中期ビジョン策定 東日本大震災発生(3.11)	
H23・4	浄化槽整備事業：新築等補助廃止、切替え上乘 せ補助開始	下水道建設課計画係を排水対策課事業計画係に改組 排水対策課：庶務係、経営企画係 排水設備係、事業計画係 下水道施設課：施設第一係、施設第二係、維持係 下水道建設課：建設第一係、建設第二係
H24・12	浄化槽復興整備事業開始	
H25・4	北部・東部浄化センター包括的民間委託開始 遠野地区農業集落排水処理施設供用開始(一部)	

年・月	制度・施設等	機 構 (人 員)
H26・4	第8回下水道使用料改定	生活排水対策室内の3課を2課に改組し、北部下水道管理事務所を北部浄化センター内に新設及び下水道管理事務所を南部下水道管理事務所に改称 経営企画課：経営企画係、財務係、業務係 下水道事業課：計画管理係、管路係、施設係 北部下水道管理事務所：維持係、施設係 南部下水道管理事務所：維持係、施設係
H27・4	北部浄化センター高速ろ過設備運転開始 遠野地区農業集落排水処理施設供用区域追加 遠野地区農業集落排水処理施設供用開始（全部）	
H27・12	いわき市下水道事業等の設置等に関する条例を制定	
H28・3	いわき市下水道事業等経営審議会条例を制定	
H28・4	いわき市総合生活排水対策方針の一部改定 上記方針改定に伴う、浄化槽整備事業の補助拡充の実施	
H30・4	地方公営企業法の財務規定等の適用による企業会計への移行（公共下水道事業、農業集落排水事業、地域汚水処理事業）	
H31・3	久之浜ポンプ場運転開始	
H31・4	いわき市下水道事業経営戦略策定	
R元・10	第9回下水道使用料改定	
R2・4	浄化槽整備事業（令和元年東日本台風）開始	
R3・3	浄化槽整備事業：宅内配管補助開始	
R5・8	いわき市総合生活排水対策方針（R3～R12）策定 いわき市地域汚水処理事業経営戦略策定 いわき市農業集落排水事業経営戦略策定	
	東部浄化センター廃止 東部処理区汚水を中部浄化センターへ送水開始	

## 2 公共下水道事業の経過

### (1) 計画決定（都市計画法）

区分	都市計画決定告示	面積(ha)	摘要	面積の内訳			
平市当初	昭和33年3月31日建設省告示第873号	180	平地区				
磐城市当初	昭和35年7月16日建設省告示第1379号	118	小名浜地区				
磐城市変更1	昭和38年3月30日建設省告示第1090号	191	小名浜弁別地区追加				
磐城市変更2	昭和40年3月31日建設省告示第950号	191	(執行年度割の変更)				
磐城市変更3	昭和40年10月2日建設省告示第2886号	451	小名浜諏訪町地区追加	(北部)	(東部)	(中部)	(南部)
いわき市当初 " 変更4	昭和42年3月29日建設省告示第907号	1,830	いわき市合併による統一及び 内郷、平北部地区、南白土谷川瀬、 神谷地区追加	1,379	451	—	—
" 変更5	昭和43年3月30日建設省告示第987号	1,830	弁別処理場敷地面積追加	1,379	451	—	—
" 変更6	昭和43年12月28日建設省告示第3887号	1,889	玉川処理区追加	1,379	451	59	—
" 変更7	昭和53年1月23日いわき市告示第56号	4,949	中部処理区、南部処理区追加	1,356	516	1,646	1,431
" 変更8	昭和54年1月11日いわき市告示第64号	5,375	いわきニュータウン追加	1,356	516	2,072	1,431
" 変更9	昭和58年3月1日いわき市告示第90号	5,382	東部処理区大原地区の一部を 中部処理区へ編入	1,355	449	2,147	1,431
" 変更10	昭和61年3月7日いわき市告示第110号	5,284	いわきニュータウンの土地利用 計画の見直し	1,355	449	2,049	1,431
" 変更11	昭和62年2月26日いわき市告示第102号	5,460	南白土、高坂の一部追加、若葉台、 郷ヶ丘、久世原の追加、佐糠の 一部削除、東部処理区の大原地区 全部を中部処理区へ編入	1,397	376	2,261	1,426
" 変更12	平成2年11月7日いわき市告示第32号	6,024	草野、泉地区の一部を追加	1,502	376	2,709	1,437
" 変更13	平成7年9月20日いわき市告示第43号	7,517	四倉、赤井・平窪、好間、上荒川・ 下荒川、沼之内、豊間・江名・ 永崎、萱手、湘南台、錦町の一部 を追加	2,500	376	3,167	1,474
" 変更14	平成10年3月2日いわき市告示第94号	7,517	鎌田ポンプ場の追加	2,500	376	3,167	1,474
" 変更15	平成13年4月10日いわき市告示第12号	7,594	平成ニュータウン、平南台、泉ヶ 丘の一部を追加	2,514	376	3,224	1,480
" 変更16	平成15年12月19日いわき市告示第146号	7,594	仁井田中継ポンプ場、泉崎中継 ポンプ場の位置の変更	2,514	376	3,224	1,480
" 変更17	平成19年1月24日いわき市告示第222号	7,594	平汚水専用幹線、船戸ポンプ場の 位置の変更	2,514	376	3,224	1,480
" 変更18	平成24年2月14日いわき市告示第211号	7,594	北部浄化センターの位置の変更	2,514	376	3,224	1,480
" 変更19	平成24年11月30日いわき市告示第238号	7,595	小名浜地区の一部を追加	2,514	377	3,224	1,480
" 変更20	平成29年7月28日いわき市告示第123号	7,595	泉崎中継ポンプ場の位置の変更	2,514	377	3,224	1,480



## (2) 事業計画・事業認可（下水道法・都市計画法）

区分	下水道法 事業計画	事業期間	事業費 (百万円)	認可面積 (ha)	計画処理 人口(人)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日最大)	摘要	都市計画法 事業認可告示
平市下水道築造 第一期工事(当初)	建設省 S33.5.20 厚生省 S34.4.22	S33～S41 S33～S41	390	180	39,700	14,300 (日平均)	平地区 平地区終末処理場認可(沈殿法)	—
磐城市公共下水道 事業計画(当初)	建設省 S35.7.16 厚生省 S37.3.31	S35～S38 S35～S43	320	103	23,700	6,790 (日平均)	小名浜地区 小名浜地区終末処理場認可 (高速散水濾床法)	—
平市変更1	建設省 S37.7.13	S33～S42				16,800 (日平均)	処理方式の変更 (高速散水濾床法)	—
磐城市変更1	建設省 S38.8.5	S35～S43	630	175	24,000	7,140 (日平均)	小名浜弁別地区追加	—
磐城市変更2	建設省 S40.8.5	S35～S44	660	183	34,600	7,140 (日平均)	処理方式の変更 (高速エアレーション沈殿法)	—
いわき市公共下水道 事業計画(合併) 変更3	建設省 S44.2.14	S33～S49	3,425	429	82,300	48,900	北部 処理方式の変更 (標準活性汚泥法) 玉川処理区追加	—
〃 変更4	建設省 S47.5.18	S33～S53	10,344	814	101,500	48,900	平北部、御厩の一部、君ヶ塚、 諏訪地区追加	昭和48年6月5日 福島県告示第527号
〃 変更5	建設省 S50.12.3	S33～S53	12,763	814	97,500	60,400	北部 処理能力変更 原単位見直し	昭和50年12月9日 福島県告示第1314号
〃 変更6	建設省 S53.3.30	S33～S62	50,747	1,391	120,500	92,600	御厩、綴地区追加 中部処理区、南部処理区追加	昭和53年7月14日 福島県告示第947号
〃 変更7	建設省 S54.3.7	S33～S62	62,388	1,817	145,500	113,100	いわきニュータウン追加	昭和54年3月20日 福島県告示第417号
〃 変更8	建設省 S58.6.9	S33～S67	111,729	1,856	148,200	113,400	いわきニュータウン一部、船戸、 久保地区追加	昭和58年7月12日 福島県告示第925号
〃 変更9	建設省 S61.6.27	S33～S68	107,505	1,786	149,500	113,400	いわきニュータウンの土地利用計画の見直し 大原の一部地区追加(岡小名区分)	昭和61年10月24日 福島県告示第1736号
〃 変更10	建設省 S62.3.20	S33～S69	115,276	1,844	143,000	115,400	北白土地区追加	昭和62年3月31日 福島県告示第398号
〃 変更11	建設省 S63.3.7	S33～S71	131,039	2,337	163,000	113,000	神谷、谷川瀬、小島、南白土、若葉台、 郷ヶ丘、久世原、下湯長谷を追加及び 玉川処理区を廃止し中部処理区に編入、 玉川浄化センターの廃止	昭和63年4月15日 福島県告示第662号
〃 変更12	建設省 H3.6.24	S33～H12	157,760	3,235	161,500	136,000	御台境、高坂、下船尾、岡小名、大原、 上湯長谷町、下湯長谷町、関船町、 湯本町、白鳥町、錦町の一部追加	平成3年8月27日 福島県告示第803号
〃 変更13	建設省 H8.4.24	S33～H17	198,151	4,128	188,000	147,500	平泉崎、自由ヶ丘、明治団地、泉町、 小名浜大原、小名浜住吉、湘南台、 錦町の一部追加	平成8年5月28日 福島県告示第501号
〃 変更14	建設省 H10.10.29	S33～H17	198,465	4,128	188,000	147,500	鎌田ポンプ場追加	平成10年11月10日 福島県告示第1020号
〃 変更15	建設省 H13.10.16	S33～H19	203,788	4,475	178,290	111,200	四倉町、内町、平成ニュータウン、鎌田、泉崎、 港ヶ丘、白鳥町、西郷町、平南台、植田 町、中岡町、佐藤町、東田町の一部追加	平成14年1月29日 福島県告示第75号
〃 変更16	国土交通省 H16.11.22	S33～H19	203,788	4,475	178,290	111,200	仁井田中継ポンプ場、泉崎中継ポンプ場 の位置の変更	平成16年12月17日 福島県告示第1158号
〃 変更17	国土交通省 H19.3.30	S33～H24	225,855	4,475	173,610	115,700	平汚水専用幹線の位置の変更 船戸ポンプ場追加	平成19年4月24日 福島県告示第322号
〃 変更18	国土交通省 H22.3.15	S33～H27	236,518	4,721	178,750	108,000	四倉町、内郷宮町及び内町、湯本町八仙 及び上浅貝、下浅貝、中岡町、佐藤町、 東田町の一部追加	平成22年4月30日 福島県告示第315号
〃 変更19	国土交通省 H24.1.23	S33～H27	235,051	4,721	172,820	106,800	処理方式の変更(高速ろ過施設)	—
〃 変更20	福島県 H28.3.29	S33～H32	248,648	4,834	182,140	106,800	泉ヶ丘の追加	平成28年3月29日 福島県告示第222号
〃 変更21	福島県 H30.3.22	S33～H32	244,556	4,834	182,140	104,800	中・東部処理区の変更	—
〃 変更22	福島県 R2.12.10	S33～R7	276,043	4,851	178,800	97,800	汚水の全体計画区域の縮小、久之浜地区 や勿来地区の事業計画区域への編入	—
	福島県 R2.12.22	S33～R7	276,043	4,851	178,800	97,800	汚水の全体計画区域の縮小、久之浜地区 や勿来地区の事業計画区域への編入	令和2年12月22日 福島県告示第905号



いわき市水再生の  
マスコットキャラクター  
**あいちゃん**

---

## 令和6年度版 いわき市の下水道 資料編

編集・発行 いわき市 生活環境部 生活排水対策室

〒970-8686 福島県いわき市平字梅本 21 番地

電話番号 0246(22)7519 (代表電話：経営企画課)

F A X 0246(22)7572

E-MAIL [keieikikaku@city.iwaki.lg.jp](mailto:keieikikaku@city.iwaki.lg.jp)

---